

秦野市こども計画（第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画）の変更等について

令和8年1月26日

こども政策課、保育こども園課

1 計画変更の概要

今年度第1回秦野市子ども・子育て会議において、同会議の配付資料3に基づき御説明しましたとおり、子ども・子育て支援法等の改正に伴い「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」が計画の必須記載事項となりましたので、次のとおり計画の一部を変更するものです。

2 計画の変更点（新旧対照表）

▼108ページ

(17) 乳児等通園支援事業

新	旧
<p>確保方策・方向性</p> <p>家庭以外の人とかかわる機会や、年齢が近いこども同士が触れ合う機会を創出し、こどもの心身の健やかな成長・発達を図るため、全ての保育所等と協議を進めながら利用定員数の確保に努めます。</p> <p><u>また、地域の教育・保育施設と連携し、幼稚園等における満3歳児クラスの活用を促進するなど、乳児等通園支援の利用終了後の受入れ枠の確保に努め、乳児等通園支援の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。</u></p> <p><u>併せて、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。</u></p>	<p>確保方策・方向性</p> <p>家庭以外の人とかかわる機会や、年齢が近いこども同士が触れ合う機会を創出し、こどもの心身の健やかな成長・発達を図るため、全ての保育所等と協議を進めながら利用定員数の確保に努めます。</p>

※変更後の計画は裏面のとおりに

(17) 乳児等通園支援事業

事業内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。
実施場所	認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所
担当課	保育こども園課

現状・課題

令和8年度から全国の自治体において実施される新規事業であり、実施に向けて庁内関係課及び保育所等と協議を進めます。

確保方策・方向性

家庭以外の人とかかわる機会や、年齢が近い子ども同士が触れ合う機会を創出し、こどもの心身の健やかな成長・発達を図るため、全ての保育所等と協議を進めながら利用定員数の確保に努めます。

また、地域の教育・保育施設と連携し、幼稚園等における満3歳児クラスの活用を促進するなど、乳児等通園支援の利用終了後の受入れ枠の確保に努め、乳児等通園支援の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

併せて、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

こどもの年齢	見込量・確保量	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込量(人日)	-	-	34	34	34	34
	確保量(人日) (利用定員数)	-	-	34	34	34	34
1歳児	見込量(人日)	-	-	22	21	20	19
	確保量(人日) (利用定員数)	-	-	22	21	20	19
2歳児	見込量(人日)	-	-	21	21	21	20
	確保量(人日) (利用定員数)	-	-	21	21	21	20

見込量の設定の考え方

こども家庭庁が作成した【第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方】に基づき見込量を設定しました。

なお、本事業は、令和8年度からの本格実施となるため、令和6年度及び7年度の見込量及び確保量は、定めのないものとします。

※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として位置付けられていますが、令和8年度以降は、子ども・子育て支援給付に新設される「乳児等のための支援給付」として位置付けられます。

3 計画修正の概要

標記計画に掲載する資料(幼稚園入園児童数及び保育所入所児童数の推移)の一部に誤りがありましたので、次のとおり内容を修正するものです。

4 計画の修正点(新旧対照表)

▼ 12 ページ

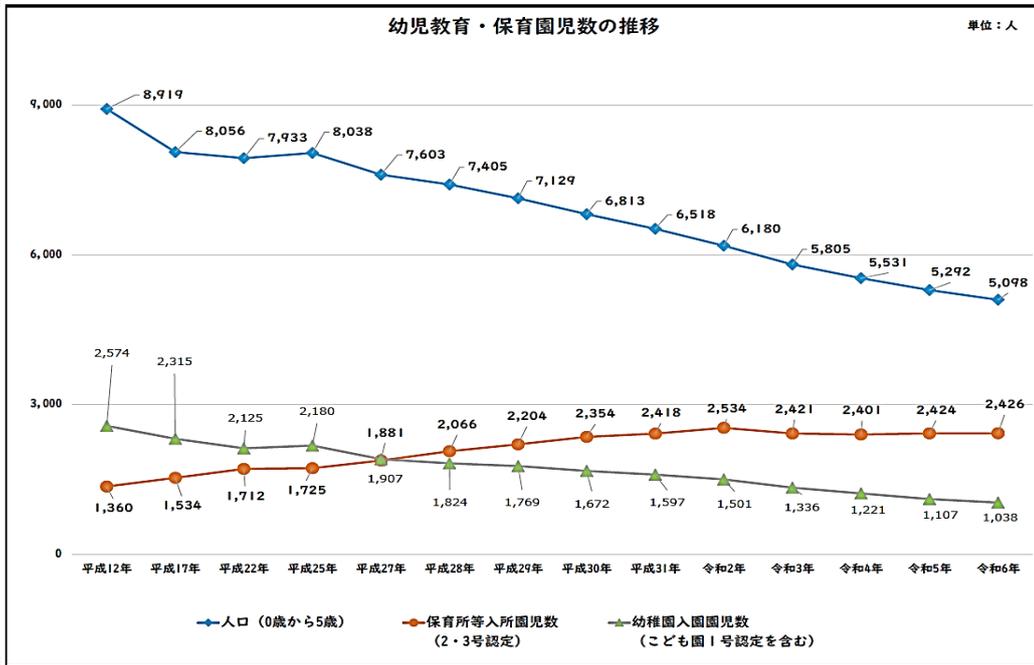
(7) 就学前のこどもの保育等の状況の変化

新	旧
本市の幼稚園の入園児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には <u>1,038</u> 人(平成27年比 <u>869</u> 人減)となっています。一方で、保育所等の入所児童数は増加傾向で推移し、令和6年には2,426人(平成27年比545人増)となっています。	本市の幼稚園の入園児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には784人(平成27年比1,188 人減)となっています。一方で、保育所等の入所児童数は増加傾向で推移し、令和6年には2,426人(平成27年比545人増)となっています。

※変更後の計画は裏面のとおり

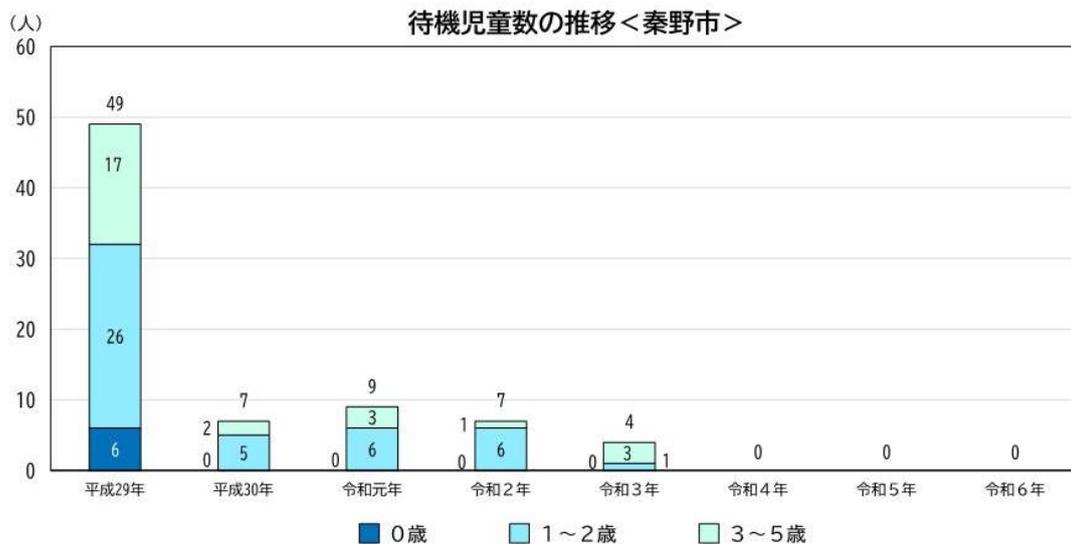
(7) 就学前のこどもの保育等の状況の変化

本市の幼稚園の入園児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には1,038人(平成27年比869人減)となっています。一方で、保育所等の入所児童数は増加傾向で推移し、令和6年には2,426人(平成27年比545人増)となっています。



資料:保育こども園課
教育総務課

また、近年の保育需要の高まりを受け、計画的な施設整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組むなど、保育の受け皿を拡大したことで、令和4年以降の待機児童数は0人となっています。



資料:保育こども園課(各年4月1日現在)

こどもまんなか 秦野市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の変更について

令和7年10月21日こども政策課作成

計画変更の概要

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法において、令和8年度から乳児等のための支援給付を創設することとされています。今後、改正される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.3）」に基づき、秦野市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）を変更するものです。

計画の主な変更点

- 必須記載事項として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置付けることとされた（本市計画記載済み）
- 必須記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けることとされた（新たに記載する必要有）

今後のスケジュール案



本市における「こども誰でも通園制度」

全てのこどもの育ちを応援し、**こどもの良質な成育環境を整備することを目的**として実施する。月一定時間の利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**に利用することができる。

【令和7年度】

利用要件：市内に住民登録があり、保育所等に所属しておらず、利用時点で

0歳6か月～2歳（満3歳となる年度末まで）のこども

実施期間：令和7年10月15日（水）から令和8年3月13日（金）まで

園名 (市立)	対象年齢及び 実施時間	利用定員 (1日当たり)	利用上限	利用料金 ※減免あり	給食費 (実費)
みどり こども園	0歳児 (0歳6か月以上) 9:15～11:15	3名 (2名)	10時間 (2時間×月5日)	600円 (300円/時間)	なし
すえひろ こども園	1歳児 (満2歳となる年度末) 9:15～12:15	8名 (3名)	9時間 (3時間×月3日)	900円 (300円/時間)	250円
しぶさわ こども園	2歳児 (満3歳となる年度末) 9:15～12:15	12名 (4名)			